

令和 8 年度
かごしま地域課題解決型起業支援事業
募集要領

【募集期間】

令和8年5月25日(月)～令和8年7月3日(金)

【問い合わせ先】

かごしま地域課題解決型起業支援事業事務局
(執行団体名:MBC開発株式会社 広告事業本部)

住 所 〒892-8799
かごしま地域課題解決型起業支援事業事務局
鹿児島東郵便局 留

電 話 099-201-7180

F A X 099-201-7188

E - m a i l jimukyoku@kago-kigyoushien.jp

受付時間 9:00～17:00/月曜から金曜
(12:00～13:00・土日祝日除く)

令和 8 年 5 月

かごしま地域課題解決型起業支援事業事務局
(執行団体名：MBC開発株式会社 広告事業本部)

1 事業の目的

本事業は、デジタル技術を活用し、地域の課題解決を目的として新たに起業する者（以下「起業者」という。）に、起業に必要な経費の一部として、「起業支援金」を交付するとともに、事業の立ち上げに関する伴走支援等を行うことにより、地域の諸課題の解決を通じた地域活力の向上を図ることを目的とします。

2 募集の対象者

本補助金の募集対象者（申請者）は、以下の①、②のいずれかで、(1)から(8)の要件を全て満たす者であることが必要です。なお、補助申請後や補助金の交付決定後に要件を満たさない事由が発生、判明した場合は、補助金を交付しないこと、あるいは補助金の返還を求める場合があります。

① 新たに起業する場合

- (1) 令和8年4月1日以降、令和9年1月15日までに個人事業の開業の届出、又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。（大企業^{*1}及びみなし大企業^{*2}は除く。）

注）令和8年4月1日より前に開業の届出を行っている個人事業主及びすでに設立されている法人等は対象外であるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等を設立する、もしくは新たに個人として開業届を提出する場合は対象となる。

- ※1 中小企業基本法に定義する中小企業者以外の法人のことをいう。
- ※2 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

- (2) 鹿児島県内に居住していること、又は補助事業期間の完了日までに鹿児島県内に居住する予定であること。
- (3) 個人事業の開業の届出、又は法人の登記を鹿児島県内で行う者。
- (4) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (5) 申請者、又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- (6) 同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）や他自治体等の補助金、助成金、競争的資金を重複して交付を受ける者でないこと。また、過去に交付を受けた者でないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) その他、起業支援金を交付することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

- (1) 令和8年4月1日以降、令和9年1月15日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野^{*3}におけるデジタル技術を活用して地域課題の解決に資する社会的事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

注）令和8年4月1日より前に事業承継又は第二創業を行っている個人事業主及び法人等は対象外となる。

(2) ～(8) 上記『2 募集の対象者①新たに起業する場合』の(2)～(8)に準じる

※3 Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野
未来技術（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット等）を活用した新たな社会システム
づくり等に関連する事業を想定

3 対象となる事業

次の①又は②に掲げる事業で、各々の要件を満たす社会的事業であること。

① 新たに起業する場合

鹿児島県の地域課題の解決に資する以下に掲げる事項の全てに該当する社会的事業（Society5.0
関連業種等の付加価値の高い産業分野※3を含む）であり、新たに起業する事業であること。

ア 鹿児島県において、地域の課題※4の解決を目的として新たに起業する社会的事業※5であること。

- ※4 本県の地域の課題としている分野
- ・地域活性化に関すること
 - ・まちづくりの推進に関すること
 - ・過疎地域等の活性化に関すること（買物弱者支援、地域交通支援等）
 - ・社会教育に関すること
 - ・子育て支援に関すること
 - ・社会福祉に関すること
 - ・環境に関すること 等
- ※5 社会的事業とは、次に掲げる事項の全てに該当する事業のこと。
- ・地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - ・提供するサービスの対価として得られる収益によって、自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - ・地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
 - ・起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（「デジタル技術の活用」）

イ 鹿児島県内で実施される事業であること。

ウ 令和8年4月1日以降、かごしま地域課題解決型起業支援事業事務局が定める期限までに新たに
起業する事業であること。

エ 公序良俗に反する事業でないこと。

オ 宗教的又は政治的意図を有した事業でないこと。

カ 同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）や他自治体等の補助金、助成金、競争的資金
を重複して交付を受ける者でないこと。また、過去に交付を受けた者でないこと。

キ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及
び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗
営業等）でないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※3であり、かつ鹿児島県において、デジタル技術
を活用した地域の課題※4の解決を目的とした、事業承継又は第二創業により実施する社会的事業※5
であること。

ア～キ 上記『3 対象となる事業①新たに起業する場合』のア～キに準じる。

4 補助対象事業期間

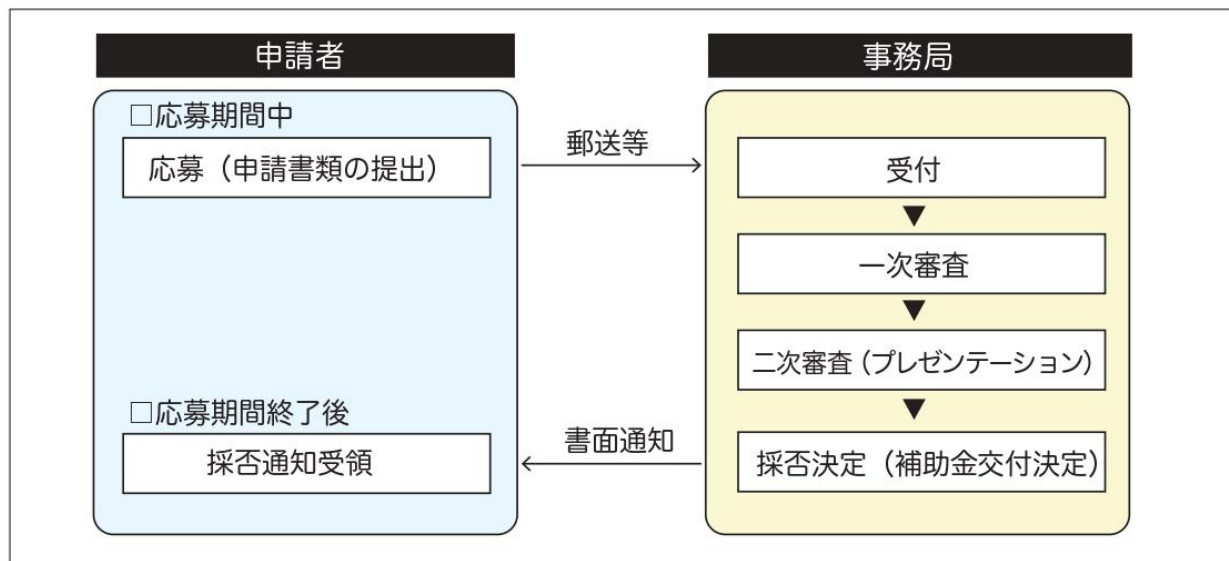
補助対象事業期間は、交付決定日から最長で令和9年1月15日（金）までとなります。当該補助対象事業期間の完了日までに個人事業の開業の届出、又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行う必要があります。

月	事 項
5月	○補助事業公募期間 令和8年5月25日（月）から令和8年7月3日（金）
7月	○1次審査 ➡書類審査にて採択者決定 ○2次審査 ➡プレゼンテーション審査 ○交付決定 ※交付事業者の補助対象期間は、交付決定日から令和9年1月15日（金）まで
8月	○事業説明会 ○伴走支援※6
1月	○伴走支援※6 ○交付事業者の補助対象期間満了日 令和9年1月15日（金）
2月	○事業実績報告書の提出 <u>令和9年2月5日（金）まで</u> ※補助事業対象者 ➡かごしま地域課題解決型起業支援事業事務局に提出 ○補助金金額の確定 ○補助金交付請求書の提出 ➡事務局
3月	○補助金支払（精算払）3月初旬予定 ○伴走支援※6

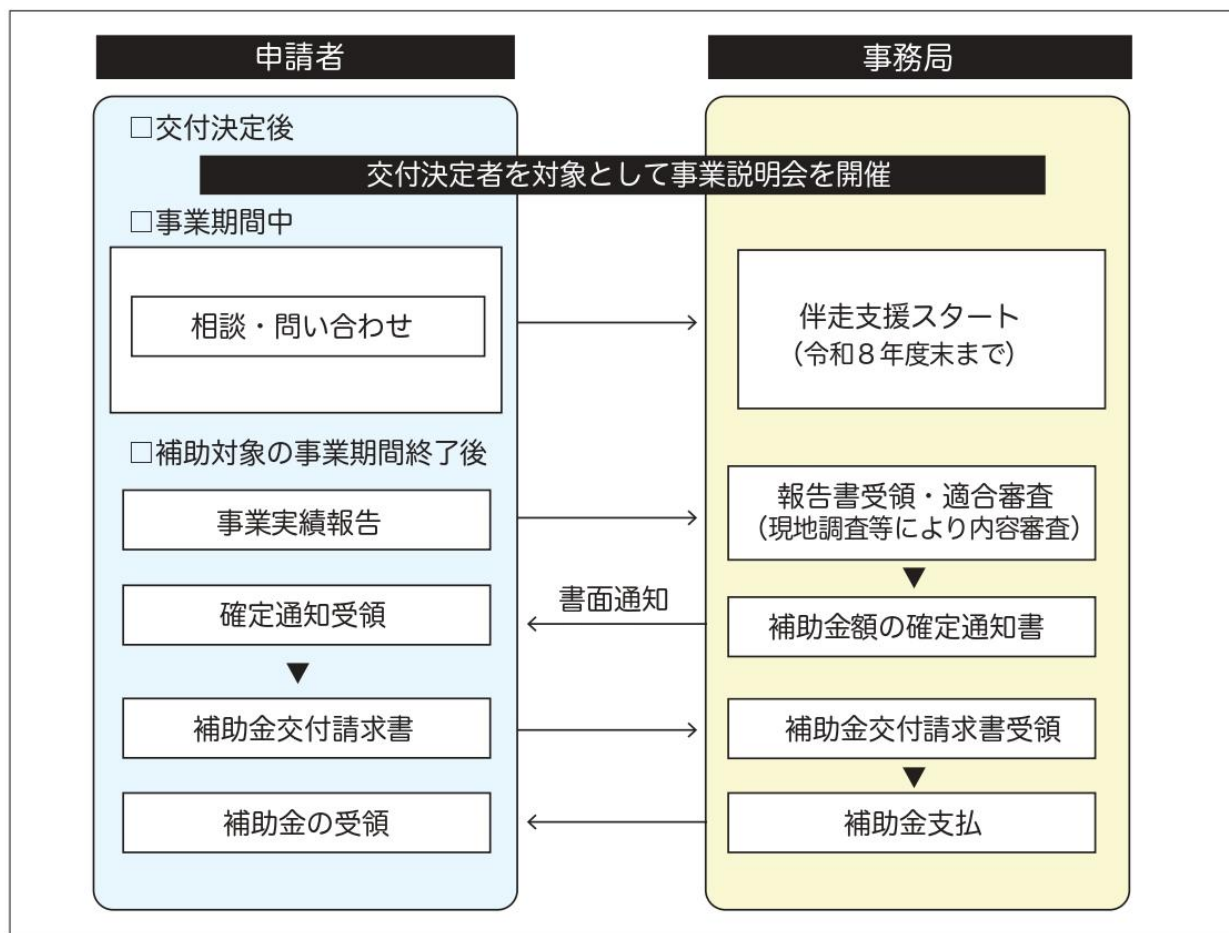
※6 伴走支援では、事業計画の進捗管理、プロトタイプ構築・実証実験・効果検証の支援、事業の広報、販路開拓、資金計画の作成、労務管理、人的ネットワークの形成等のきめ細かな支援を実施する。

5 補助金交付のフロー（申請から補助金交付まで）

◆申請から補助事業の採否決定までの手続等の流れ



◆事業採択（交付決定）された場合の補助金までの手続等の流れ



6 補助率等

補助金は補助対象事業期間完了後に交付される、精算払となります。実際に交付を受けるまでの間は、金融機関からの借り入れ等必要な資金を自己調達する必要があります。

補助率	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）
補助限度額	200万円
補助対象事業期間	交付決定日から令和9年1月15日（金）まで
採択件数	10件程度

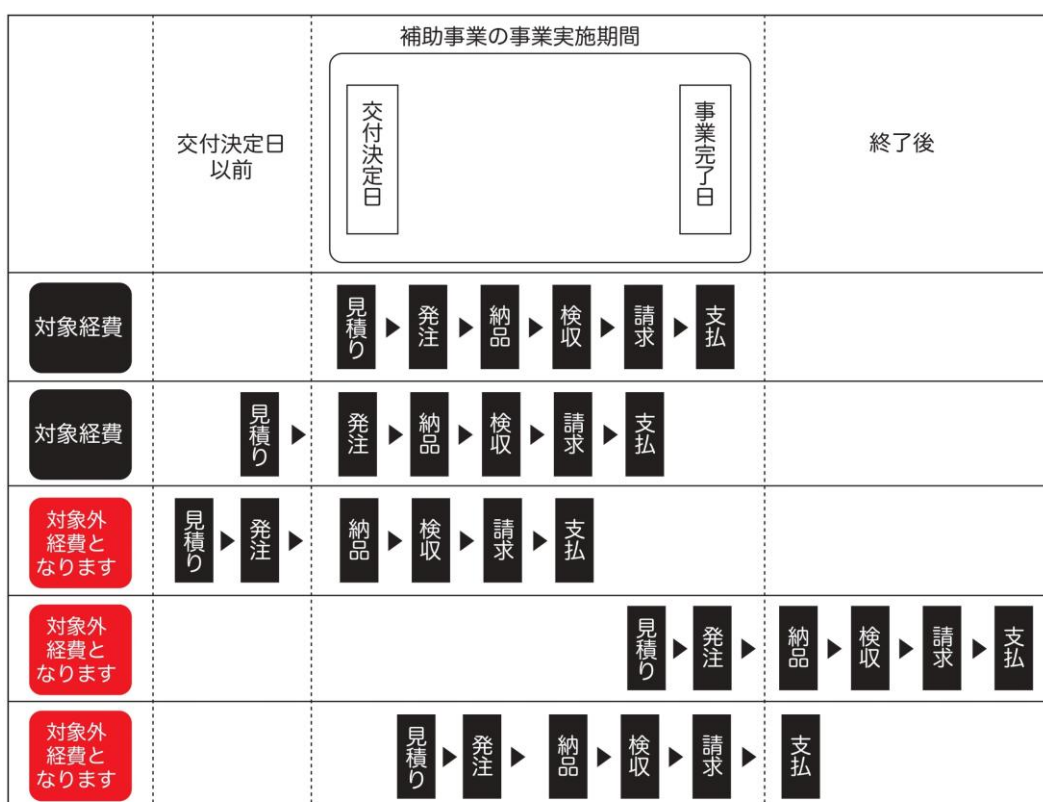
7 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業遂行に直接必要な経費とし、以下の①から③までの条件を全て満たすもので、下表の費目・経費が対象になります。補助を受け事業を行う場合は、補助以外の事業と分けて区分経理を行ってください。補助対象とする経費は、他に実施される事業と明確に特定・区分できるもので、かつ証拠書類によって金額・支払額が確認できるものに限りします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものであることが明確かつ特定できること
- ② 交付決定日以降の契約、発注により発生した経費であること
- ③ 証拠書類等によって金額・支払額が確認できること

※補助対象となる経費一覧表は別紙を参照してください。

通常の調達の流れ（見積、発注、納品、検収、請求、支払）と、補助対象経費の可・否判断については以下のとおりです。



8 補助金の交付

補助事業として採択された場合、補助事業の完了後、完了日から起算して30日を経過する日、又は令和9年2月5日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。実績報告内容により、実施した事業の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を交付（精算払）いたします。

また、補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上することになりますので、法人税などの課税対象となりますことに御注意ください。

9 公募する期間

令和8年5月25日（月）から令和8年7月3日（金）

●電子メール申請の場合：締切日の23時59分まで ●郵送の場合：締切日の当日消印有効

10 応募の件数

同一人での応募は1件とします。

11 提出書類及び提出先

応募される際は、指定する補助金交付申請書等の様式を必ず使用してください。

なお、提出書類の様式は、かごしま地域課題解決型起業支援事業のホームページを御確認ください。

(1) 提出書類

【申請時必須様式】 ※ホームページよりダウンロードしてください。

<https://kigyousien2026.pref.kagoshima.jp>

- ① 補助金交付申請書……様式第1号
- ② 事業計画書……様式第1号別紙1 ・1 申請者の概要
・2 事業の具体的な内容
・3 申請事業の経費明細表（費用別内訳含む）
- ③ 暴力団等排除に関する誓約書……様式第1号別紙2
- ④ 個人情報取り扱い同意書……様式第1号別紙3
- ⑤ 補助金・助成金の重複交付に関する誓約書……様式第1号別紙4
- ⑥ 居住地に関する誓約事項（申請時に鹿児島県内に居住されていない場合）…様式第1号別紙5

【申請時添付書類】

- ① 住民票（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ② 応募申請金額の妥当性が分かる書類の写し……見積書等
- ③ 補足説明資料……必要に応じて添付される場合（様式は任意）
- ④ 〔既に会社法人設立済の場合〕 履歴事項全部証明書
- ⑤ 〔既に個人事業主として開業済の場合〕 税務署に提出した開業届の写し
- ⑥ 〔起業支援金の申請をする法人等以外の法人の役員に就任している場合〕
当該法人の履歴事項全部証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦ 「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）

《提出に際しての注意事項》

- ア 事業計画書は表紙を除いて1ページから順にページを付してください。
- イ 上記提出書類のほか、必要に応じて別途資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出いただいた書類は返却いたしません。
- エ 提出いただく書類は、A4縦置・横書きの片面印刷とし、郵送の場合ホッチキス留めはせず、クリップでまとめて提出してください。
- オ 様式は、かごしま地域課題解決型起業支援事業のホームページに掲載してあります。
- カ 応募に関連して提供いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し、適正な管理、取り扱いに努めます。なお、採択された補助事業者、事業の概要等については、かごしま地域課題解決型起業支援事業のホームページで公開するほか、新聞や関係機関への資料提供を行う場合があります。

(2) 提出先

◎電子メールでの申請

メールアドレス：jimukyoku@kago-kigyoushien.jp

※件名には、申請者名とかごしま地域課題解決型起業支援事業補助金申請をご記入ください。

※添付資料の容量によっては受信できない場合がありますので、送信後は事務局まで必ず確認のお電話をお願いいたします。

◎郵送での申請

〒892-8799 鹿児島東郵便局 留

かごしま地域課題解決型起業支援事業事務局 宛

補助金申請書在中

※簡易書留又はレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送して下さい。
なお、宛て先の誤りにご注意ください。

1 2 審査・採択

- (1) 1次審査 当社による申請書類等の内容による補助対象者としての適否について審査します。
- (2) 2次審査 申請者によるプレゼンテーション形式にて審査を行います。
- (3) 採 択 上記審査結果を踏まえて採択（不採択）を決定します。

【主な着眼点(審査項目)】

- ① デジタル技術を活用した地域課題の解決
 - ア 地域の課題把握・分析ができているか。
 - イ 事業を行うことで地域課題の解決を図ることができるか。
 - ウ デジタル技術を活用されているか。
- ② 地域経済への波及・雇用の創出等
 - ア 地域雇用の拡大につながるか。
 - イ 取引先・仕入先など地域への波及効果があり、地域産業の振興につながるか。
- ③ 動機・計画内容の妥当性
 - ア 起業の動機や経緯など、計画立案の背景が明確にされているか。
 - イ 実施事業は現実的で達成可能な内容であり、実施時期が明確であるか。
 - ウ 補助事業の経費の内容は事業計画を反映したものとなっているか。
- ④ 市場分析・状況把握の妥当性
 - ア 市場・商圈等の状況について把握・分析ができているか。
- ⑤ 必要な資格・能力・人材の確保
 - ア 代表者、役員、従業員等の経験（職歴・人脈等）、能力、資格は十分か。
 - イ 事業実施に必要な人材の確保に目途が立っているか。
 - ウ 仕入先、外注先など事業パートナーとの連携はできているか。
- ⑥ 販路の確保・収益性・採算性
 - ア 販路となる取引先の確保のめどが立っているか。
 - イ 収益・採算性は妥当か。
- ⑦ 資金調達の見込み・能力
 - ア 自己資金、借入金その他による資金調達はできているか。
 - イ 補助対象外経費も含めた総事業費の見通しは妥当か。
 - ウ 資金調達計画は無理のない内容になっているか。
- ⑧ 成長性・継続性
 - ア 売上高、営業利益の増加が見込めるか。
 - イ 補助事業期間終了後も、事業継続が可能な計画となっているか。

1 3 採択結果（不採択を含む）の通知等

採択結果については、直接、申請者に文書で通知します。

なお、審査の詳細（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめ御留意ください。

1 4 交付決定に関する注意事項

補助金交付申請書及び事業計画書等を提出していただいたのち、審査委員会での審査等所定の手続きを経て、事業採択者に対して補助金の交付決定を行います。補助金交付決定額は、補助の限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではないことに十分御留意ください。また、使用した経費が申請時の額を超えた場合あるいは超えることが見込まれた場合にあっても、通知済の補助金交付決定額を超えて増額することはありませんので十分御留意ください。

なお、補助金交付決定後の注意事項について下記に記載いたします。

《補助金交付決定後の注意事項》

（1）申請書の記載内容の変更

補助金交付決定を受けた方は、個人事業の開業届出を行った場合、会社を設立した場合、又は代表者に変更が生じた場合など、申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに当社に対して所定の手続きをしてください。

（2）補助事業の計画内容や経費配分の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費配分あるいは事業内容の一部を変更しようとする場合、あるいは交付決定を受けた事業を廃止しようとする場合等には、事前に当社の承認を得る必要がありますので、所定の続きを行っていただきます。

（3）状況報告

補助事業期間中において、当社が補助事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合には、当該補助事業の遂行状況について報告をしていただきます。

（4）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後5年間、適正に管理・保存しなければなりません。

（5）取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については、善良なる管理者の注意を持って適切に管理してください。なお、取得した財産を処分する場合には、事前に当社の承認を受けなければなりません。

（6）交付決定の取り消し

交付決定後に、法令やかごしま地域課題解決型起業支援補助金交付要領あるいは当社の処分若しくは指示に違反した場合、虚偽申請など不当な行為を行った場合、交付決定の内容又は目的に反して補助金を使用した場合、暴力団等の反社会的勢力との関係が判明した場合、補助事業の完了までに個人開業又は法人の設立が行われなかった場合、申請時に県外在住であった者が補助事業の完了した日までに県内への転居が確認できなかった場合、補助事業の廃止又は中止の承認を受けた場合等、補助事業を遂行する見込みがなくなった場合には、当社は交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

（7）事業の状況の報告

交付決定事業の完了後、5年間、当該事業について実施状況を報告しなければなりません。

15 お問い合わせ先

かごしま地域課題解決型起業支援事業事務局

電 話 099-201-7180

E-mail jimukyoku@kago-kigyoushien.jp

受付時間 9:00～17:00／月曜から金曜
(12:00～13:00・土日祝日除く)

※専用ホームページに、「補助対象となる経費一覧」と「Q&A」を掲載しておりますので、そちらも必ずご覧ください。

(<https://kigyousien2026.pref.kagoshima.jp>)